

令和8年4月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所：和泊町役場 結ホール 令和8年4月23日(金) 午前9時00分～

2. 出席者：議席番号順

農業委員(13名)

1	加納委員	2	大福委員	3		4	松田委員	5	三島委員
6	今井委員	7	東委員	8	山田(定)委員	9	榮委員	10	山田(兼)委員
11	皆吉委員	12	村山委員	13	川畑委員	14	野村会長		

推進委員(10名)

1	山田(隆)委員	2	早川委員	3	田浦委員	4	新里委員	5	久富委員
6	里村委員	7	平委員	8	亘委員	9	大江委員	10	前田委員

欠席者：大里委員

3. 議事日程

議案第1号	地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の変更について
議案第2号	農地利用計画変更に関する承認について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可について
議案第4号	農地中間管理の推進に関する法律第18条及び19条第3項の規定による農用地利用推進計画（案）に対する意見について
議案第5号	農地移動適正化あっせん事業に基づき譲受け候補者名簿の追加について
議案第6号	農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について
議案第7号	農地あっせん申出の取り下げについて
議案第8号	営農計画の申し出について
議案第9号	令和8年度農地利用最適化交付金事業に係わる最適活動の目標設定について
議案第10号	時効取得を原因とする登記申請事案

4. 報告

- (1) 合意解約に関する報告について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定(相続)による報告

5. その他

(1) 次期総会について

日 時：5月22日(金) 午前9時から
場 所：和泊町役場 結いホール（道路側）
議案締切り：5月13日(水)
現地確認：5月14日(木) 午後1時30分から
議案発送：5月17日(火)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 重信 英樹 事務局係長 谷山 由美
事務局主査 先山 照子 制作者 辻井 理恵

○重信局長

おはようございます。時間になりましたのでこれから始めたいと思います。
本日の出席人数は13名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。
それではただいまより、令和8年4月期、和泊町農業委員会定例会を開催します。
はじめに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

皆さんおはようございます。今年度初めての総会です。改選公募の件で、現在伺っている数名は7月までということに残り期間頑張ってください。そしてまだ受付していない担当地区の方は区長と相談して期限までに公募を届けられるようにお願いします。以上です。

○重信局長

ありがとうございます。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○野村会長

それでは進めていきたいと思います。議事録署名人を、三島委員と今井委員、私の3人でいきたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声)

それでは議案に移ります。議案の第1号地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の変更について説明をお願いします。

○経済課名越係長

おはようございます。経済課の地域計画の担当しております名越です。よろしくお願いします。地域計画の変更申請が出ましたので、農業委員の皆様のご意見を頂きたいと思って審議を上げさせていただきました。

整理番号1番、計画変更地区、和泊。土地の所在、和泊字上畠〇〇。畑。1,295㎡。他2筆。合計3筆。全面積2,920㎡。申請人が和字の有限会社〇〇。変更理由は建設用資材置き場・重機及び車両駐車場・移動式現場事務所・移動式現場倉庫置場・通路。地図の丸で囲った部分です。前のスクリーンにも地図表示しています。審議の方よろしくお願いします。

(スクリーン参照)

○野村会長

それでは質問を受けたいと思います。なにか質問ありますか。

○川畑委員

はい、いいですか。

○野村会長

はい、川畑委員。

○川畑委員

地図をみると住宅地なのでしょうか。家か倉庫があるようですが。

○先山主査

今回、申し込みの有限会社〇〇が住宅を作ることでした。こちらは宅地なので問題ないです。隣の3筆に建設の資材置場などにするという事です。

○川畑委員

結構、住宅の中にあるので、安全面はどうですか。

○先山主査

公道に面しているので、出入りなど大丈夫かと思われます。

○川畑委員

はい。わかりました。

○野村会長

他に質問ありますか。

(なしの声)

ないようですので、採決します。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

次、議案の第2号農地利用計画変更に関する承認について、説明をお願いします。

○先山主査

整理番号1番、農業振興地域内にある農用地。議案の第1号で経済課名越係長が説明した通り、地域計画変更をします。変更後、除外の申請をして、除外後に転用の手続きと3段階になります。地域計画と農用地利用計画変更は同時に進めていきたいと思います。

説明に入ります。

整理番号1番、計画変更地区、和泊。土地の所在、和泊字上畠〇〇。畑。1,295㎡。他2筆。合計3筆。全面積2,920㎡。申請人が和字の有限会社〇〇。変更理由は建設用資材置き場・重機及び車両駐車場・移動式現場事務所・移動式現場倉庫置場・通路。現在、サトウキビを作っているようで、株が出ている状態でした。譲渡人は和泊字の〇〇氏。所有権移転を伴います。土地の費用が〇〇円。造成費が〇〇円。建設費が〇〇円。前方のスクリーンをご覧ください。

(スクリーン参照)

議案の第1号で説明した通り、住宅地です。平面図、設置図です。右側に足場置き場、砕石等を置きます。下の方に車両とガラ置き場。左側に現場倉庫、事務所等。公道より5mの通路を設置する。除外要件として、具体的に転用計画があり、実際に設置計画と資金が準備できて、実現できる事を見込んで除外の申請に入ります。

また、除外要件が6つあり、その要件を満たす事が条件です。集落内に農地があり、農地区分を除外後、第1種農地が第2種農地に判断されると思いますので転用見込みがあること、除外要件の土地改良事業8年経過している事や、担い手の集積に問題はないか、土地改良事業の計画に問題はないかという6つの要件をこちらで調べた結果、問題ないと思われます。以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○野村会長

質問を受けたいとおもいます。もっと聞きたいなどありませんか。

(なしの声)

ないようですので、採決します。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

○先山主査

ありがとうございます。この後は県に事前協議後、問題なければ縦覧1ヶ月後に決定をして、転用の手続きになり、あと2ヶ月ほどで新たな運用の手続きが上がってくるかと思えます。その前に地域計画の変更が1ヶ月ほどかかります。その後に農振の縦覧に入ります。2、3ヶ月後ぐらいに転用の申請が上がってくるかと思えます。よろしくお願いします。以上です。

○野村会長

それでは次にいきます。議案の第3号農地法第3条の規定による許可について、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議をお願いします。説明をお願いします。

○重信局長

議案の第3号を説明します。

申請番号1番、有償の所有権移転。畑の所在地が玉城西コナハ〇〇。畑。農振地域。面積1,153㎡。渡人が鹿児島県薩摩川内市在住の〇〇氏。受人が玉城字の〇〇氏。個人間売買。調査委員は榮委員です。

申請番号2番、無償の所有権移転。畑の所在地が和西原〇〇。畑。農振農用地。面積352㎡。他1筆。合計12筆。全面積20,737㎡。渡人が畦布字の〇〇氏。受人が畦布字の〇〇氏。親子間の贈与。調査委員は三島委員です。

申請番号3番、有償の所有権移転。畑の所在地が和西原〇〇。畑。農振農用地。面積2,455㎡。他1筆。合計2筆。全面積5,521㎡。渡人が畦布字の〇〇氏。受人が畦布字の〇〇氏。農業委員によるあっせん。経営規模拡大。調査委員は三島委員です。

申請番号4番、有償の所有権移転。畑の所在地が仁志赤水〇〇。畑。農振農用地。面積3,081㎡。渡人が兵庫県三木市在住の〇〇氏。受人が仁志字の〇〇氏。農業委員によるあっせん。経営規模拡大。調査委員は亘委員です。

申請番号5番、使用貸借権。畑の所在地は申請番号4番と同一。渡人が仁志字の〇〇氏。受人が仁志字の株式会社〇〇。特例転貸農地所有適格法人の常時従業員たる構成員がその土地を法人に貸し付けようとする場合を除くとなっており、特例の連帯です。申請番号4番の所有権移転と同時に使用貸借10年間。

申請番号6番、有償の所有権移転。畑の所在地が谷山イジャン当〇〇。畑。農振農用地。面積1,778㎡。他4筆。合計5筆。全面積9,524㎡。渡人〇〇氏、他6名。受人が瀬名字の〇〇氏。個人間売買。調査委員は大江委員です。

申請番号7番、有償の所有権移転。畑の所在地が谷山伊袋〇〇。畑。農振農用地。面積1,272㎡。他3筆。合計4筆。全面積5,340㎡。渡人〇〇氏、他5名。受人が瀬名字の〇〇氏。個人間売買。調査委員は大江委員です。

以上7件の申請は農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をよろしくお願いいたします。

○野村会長

それでは申請番号1番、榮委員お願いします。

○榮委員

申請番号1番は公社を利用して購入したいと希望されていましたが、農用地区域外のため、個人間売買になりました。

○野村会長

申請番号2番、3番、三島委員お願いします。

○三島委員

申請番号2番は親から子へ経営移譲だと思います。家族経営、畜産農家で一緒に頑張っております問題ないとおもいます。

申請番号3番の渡人〇〇氏と受人〇〇氏は姉弟です。受人〇〇氏が耕作しており、畜産専業農家で何も問題ないと思います。

○野村会長

申請番号4番、5番、亘委員お願いします。

○亘委員

申請番号4番の受人〇〇氏から買いのあっせんがでており、渡人〇〇氏に問合せ相場価格で折り合いがつき売買となりました。受人〇〇氏は法人の構成員ということで、制度上法人の構成員は法人に取得した農地を貸さないといけないということがありますので、同時進行で申請番号5番の使用貸借契約になりました。申請番号5番の受人株式会社〇〇は畜産農家で成牛が80頭、子牛が50頭、飼料畑が10町、経営は安定しており、問題ないと思います。よろしくお願いします。

○野村会長

申請番号6番、7番、大江委員お願いします。

○大江委員

申請番号6番、7番の受人〇〇氏は認定農家で旦那さんと子供の3人でサトウキビを中心に耕作しています。売買金額も渡人〇〇氏と身内同士ということで決まったと思います。問題ないと思います。

○野村会長

以上で説明を終わりました、質問を受けたいと思います。何か質問ありますか。

(なしの声)

ないようなので、一緒に採決します。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

それでは次に行きます。議案の第4号、農地中間管理の推進に関する法律第18条及び19条3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)に対する意見について。農用地

利用集積促進計画(案)についての意見を求めますということで、説明をお願いします。

○谷山係長

令和8年7月1日開始契約は新規4件、更新2件、相対から公社4件、合計10件。

申請番号1番、国頭比嘉〇〇。畑。676㎡。他16筆。合計17筆で24,230㎡。和泊字の〇〇氏から国頭字の株式会社〇〇への賃貸借契約の更新。期間が令和8年7月1日から令和14年6月30日までの6年間です。契約代表者が〇〇氏から息子の〇〇氏へ変更。

申請番号2番、大城洲田〇〇。畑。2,422㎡。岡山県倉敷市在住の〇〇氏から大城字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和8年7月1日から令和14年6月30日までの6年間です。

申請番号3番、大城長堂〇〇。畑。2,054㎡。大城字の〇〇氏から大城字の〇〇氏への相対から公社へ賃貸借契約。期間が令和8年7月1日から令和14年6月30日までの6年間です。

申請番号4番、玉城花トリ〇〇。畑。1,989㎡。玉城字の〇〇氏から永嶺字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間です。

申請番号5番、永嶺小手野原〇〇。畑。1,666㎡。他4筆。合計5筆で10,799㎡。玉城字の〇〇氏から永嶺字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和8年7月1日から令和18年6月30日までの10年間です。

申請番号6番、後蘭長迫〇〇。畑。1,044㎡。他2筆。合計3筆で2,742㎡。後蘭字の〇〇氏から永嶺字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和8年7月1日から令和14年6月30日までの6年間です。整備の為3年間は無償。

申請番号7番、伊延伊延〇〇。畑。1,909㎡。他4筆。合計5筆で10,090㎡。鹿児島県奄美市在住の〇〇氏から伊延字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和8年7月1日から令和14年6月30日までの6年間です。

申請番号8番、国頭白石〇〇。畑。1,074㎡。国頭字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への賃貸借契約。期間が令和8年7月1日から令和14年6月30日までの6年間です。金額変更の為の再契約。

申請番号9番、出花ブリ石〇〇。畑。1,483㎡。他1筆。合計2筆で2,966㎡。兵庫県神戸市在住の〇〇氏から出花字の〇〇氏への相対から公社へ賃貸借契約。期間が令和8年7月1日から令和14年6月30日までの6年間です。

申請番号10番、大城洲田〇〇。畑。2,241㎡。他3筆。合計4筆で7,996㎡。大城字の〇〇氏から大城字の〇〇氏への相対から公社へ賃貸借契約。期間が令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年間です。

以上「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項」に規定するすべての要件に該当するものと判断いたします。審議のほどよろしくをお願いします。

○野村会長

それでは新規の説明を求めています。申請番号2番、山田(兼)委員をお願いします。

○山田(兼)委員

申請番号2番は、みなしの解消です。

○野村会長

次、申請番号4番、5番、6番は、貸し借りはお互いに話が決まっています、小作料などの話が決まっていなかったため、間に入り話をまとめました。

今回の話の中で、単価を比べて数字を出した話合いをしておかないと、お互いに誤解が生まれてしまいます。例えば、所有者側は安くてもいいですということで、本人が他で

借りていた金額より下がった金額のつもりでいたが、耕作者の方はさらに下がった金額のつもりでいたようで、誤差が生まれてしまい話がまとまるまで時間がかかります。地域によって金額も違うので、きちんと数字を出して話をしてください。

それでは以上ですけど、何か質問がありますか。

(なしの声)

なければ、すべて一括で許可をしてよろしいですか。賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい。賛成多数ですので許可をします。次にいきます。

議案の第5号、農地移動適正化あっせん事業に基づき譲受け候補者名簿の追加について、農地移動適正化あっせん事業実施要領第4の(2)に基づきあっせん譲受け候補者名簿の追加の申し出があったので別紙のとおり追加について審議をお願いします。説明をお願いします。

○先山主査

議案の第5号に議案の第6号、第8号が関連しているので、併せて説明します。

議案の第8号の①と②の方が新規で農業されるということで、議案の第5号、名簿登録番号和泊1-32、窓口に〇〇氏と父親と来られました。父親がUターンで和泊に越して家も建てられています。祖父の畑を相続して、6反程、サトウキビを作られています。さらに、サトウキビやバレイショを作りたいということで、議案の第6号では借りたいのあっせんも出ております。農器具のトラクターや植付け機はもっているそうです。従事日数は60日ほどで兼業農家として申出がありました。

議案の第5号、名簿登録番号手々知名3-12、議案の第8号の②、経営面積12,000㎡とありますが、配偶者が知名町の方で、知名町でサトウキビを作っていますとの事でしたので、知名町農業委員会の方から台帳の提供いただき、確認できています。現在、従事日数は60日程度、トラクターやドローンを持っているそうです。兼業農家として頑張っていきたいということで、議案の第6号で、借りたいのあっせんもでております。

そして、あっせん申出においては、自動適正化あっせん基準要領がありまして、その中でこの事業を行う際には県知事の同意を経て、基準を定めないといけないとなっております。和泊町も基準を定めております。その基準の中で、あっせんを行うに際しては、あっせん譲受等候補者名簿を作成しないといけないということで必ず、あっせん名簿に搭載されている方をあっせんする流れになっております。そのため、議案の第5号の2名の方は名簿になかった為、提出いたしました。議案の第8号、営農計画書の届出による農地台帳作成報告と一緒に審議して頂きたいと思っております。お願いします。

○野村会長

それでは、議案第5号と第8号の質問を受けたいと思います。なにかありますか。私から質問です。手々知名3-12の方の畑は全部知名町ですか。

○先山主査

はい。住所が和泊町ですので、こちらでも農業をやっていききたいということで今回、畑を借りたいということだったのですが、一応、あっせんの優先順位が認定農業者の次に農業営む者になるので、認定を受けて下さいと伝えてあります。

今の状況では貸したいのあっせんがなかなかない状況ですので、時間はかかるということ伝えてあります。借りたいのあっせんがたくさんでいますので一番後です。さら

に、認定農業者でなければ優先順位は下がりますので、あっせんが先か、自ら見つけてくるかどっちかが先かで農業開始できるのかと思います。和泊1-32の場合は父親の相続した農地で耕作しているという事ですが、もっと増やしたいという事です。以上です。

○野村会長

何か質問ありますか。

(なしの声)

ないようなので、議案第5号と第8号と一緒に採決したいと思います。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい。賛成多数ですので許可をします。次にいきます。

議案の第6号、農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせんの委員の選任を求めます。説明をお願いします。

○先山主査

買いたいのがあっせん申し出です。

整理番号1番、土地の所在、町内全域。10,000 m²。申し出者が和泊字の〇〇氏。認定農業者。希望価格は相場です。

整理番号2番、土地の所在、内城石橋〇〇。畑。815 m²。他1筆。合計2筆で2,371 m²。申し出者が内城字の〇〇氏。認定農業者。希望価格が〇〇円からです。

続いて、借りたいのがあっせん申し出です。

整理番号1番、土地の所在、出花字、国頭字、喜美留字、上手々知名字、谷山字、後蘭字、仁志字、永嶺字。30,000 m²。申し出者が出花字の〇〇氏。認定農業者。希望価格は相場です。

整理番号2番、土地の所在、玉城字。5,000 m²。申し出者が和泊字の〇〇氏。非担い手。希望価格は相場です。

整理番号3番、土地の所在、皆川字、大城字、玉城字。10,000 m²。申し出者が喜美留字の〇〇氏。認定新規就農者。希望価格は相場です。

整理番号4番、土地の所在、和泊字、喜美留字、手々知名字、上手々知名字、古里字、玉城字、国頭字。50,000 m²。申し出者が和泊字の〇〇氏。認定農業者。希望価格は相場です。

整理番号5番、土地の所在、町内。2,000 m²。申し出者が内城字の〇〇氏。認定農業者。希望価格は〇〇円からです。

整理番号6番、土地の所在、国頭字。3,000 m²。申し出者が国頭字の〇〇氏。認定農業者。希望価格は〇〇円から〇〇円です。

整理番号7番、土地の所在、国頭字、西原字。10,000 m²。申し出者が国頭字の〇〇氏。認定新規就農者。希望価格は相場です。

整理番号8番、土地の所在、町内。10,000 m²。申し出者が西原字の〇〇氏。基本構想水準到達者。希望価格は〇〇円から〇〇円です。

整理番号9番、土地の所在、町内。50,000 m²。申し出者が手々知名字の〇〇氏。非担い手。希望価格は相場です。以上で説明を終わります。

○野村会長

借りのあっせん整理番号1番を先に審議したいと思います。議事参与の制限に該当すると思われますので、川畑委員退席して下さい。

(川畑委員 退席)

それでは借りのあっせん整理番号1番。希望価格が相場で地域も広範囲ですので、畑が決まってからのあっせん価格で、あっせん委員は希望地区の担当者全員でお願いします。賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい。賛成多数ですので許可をします。次にいきます。

(川畑委員 着席)

それでは、買いたいあっせん整理番号1番。町内全域で、希望価格が相場ですので、畑が決まってからのあっせん価格。あっせん委員は全員でお願いします。整理番号2番、村山委員なにかありますか。

○村山委員

整理番号2番のこの辺りは、石橋の取水口の上の方です。昨年、地域集積事業でここも含まれていました。先月あたりから話を聞いていたので、事務局の方へあっせんを出すようにと伝えていました。申し出者の〇〇氏は耕作している畑を買い受けたいと相談を受けていて、所有者の〇〇氏からも離農して畑を処分したいと相談を受けました。価格につきましては、近くの畑が2、3年前の売買で〇〇円でした。ここは高台ですが、湧水なのか、水が出るので、トラクターやハーベスタが乗り越える条件もあまり良くないのでそのくらいの価格になりました。申し出者は畜産業もされており何も問題ないと思います。審議をお願いします。

○野村会長

それでは、あっせん価格は説明の通り、圃場整備はされてはいるけど、あまり条件のよくない畑だということ、本人の希望価格〇〇円からということで、あっせん委員を内城と大城でお願いします。

次、借りたいあっせん整理番号2番。あっせん価格は榮委員どうですか。

○榮委員

玉城は〇〇円です。

○野村会長

〇〇円からで、あっせん委員は玉城と大城でお願いします。
整理番号3番。皆川、大城、玉城、どうですか。〇〇円のところありますか。

(なしの声)

では、〇〇円ぐらいからですか。

(はいの声)

それでは、〇〇円からで、あっせん委員は皆川、大城、玉城の3名でお願いします。
整理番号4番。希望価格が相場で地域も広範囲ですので、畑が決まってからのあっせん価格で、あっせん委員は希望地区の担当者全員でお願いします。
整理番号5番。町内全域で、希望価格が〇〇円からですので、畑が決まってから〇〇円を基準に話し合いで、あっせん委員は全員でお願いします。
整理番号6番。国頭どうですか、東委員お願いします。

○東委員

国頭は〇〇円から〇〇円をお願いします。

○野村会長

あっせん価格は〇〇円から〇〇円で、あっせん委員は国頭の3名でお願いします。
整理番号7番。国頭、西原はどうですか、久富委員お願いします。

○久富委員

西原は水があるかないかで決まるのですが、水なしとか海沿いでほしい〇〇円。
水ありで〇〇円、レイガンが付いている場合などは話し合いで決めます。

○野村会長

国頭も同じですか、一番良くて〇〇円から、あとは設備によって違うということですね。

○東委員

国頭は整理番号6番と同じで、場所と畑かんありとなしでは違います。高い所で、〇〇円です。以上です。

○野村会長

あっせん価格は〇〇円から〇〇円、設備や場所などによる。あっせん委員が国頭の3名と西原をお願いします。
整理番号8番、9番。町内全域で、希望価格が〇〇円からですので、畑が決まってから〇〇円を基準に話し合いで、あっせん委員は全員でお願いします。
次にいきます。議案の7号、農地のあっせん申し出の取り下げについて。あっせん申出をした農用地について、取り下げ申請がありましたので、審議をお願いします、説明をお願いします。

○先山主査

農地のあっせん申出の取り下げについてです。
整理番号1番、根折〇〇。畑。1,572 m²。申し出者が根折字の〇〇氏。取り下げ理由としまして、所有者側が贈与にしたいと希望されましたので、取り下げの申出がありました。以上です。

○野村会長

今の説明でよろしいですか。

(はいの声)

それでは許可をしたいと思います。
次、議案の第9号、令和8年度農地利用最適化交付金事業に係わる最適活動の目標設定について。説明をお願いします。

○先山主査

はい。それでは説明いたします。農業委員会が、農地利用最適化推進が必須業務で、平成 26 年から必須業務が最適化活動の 3 本柱の 1 本目に担い手への農地集積・集約。2 本目に遊休農地の発生防止、解消。3 本目が新規参入の促進について。となっております。その活動をするにあたり毎年、農業委員会で目標を設定し、それを県へ提出、4 月中にホームページで公表する流れとなっております。

令和 8 年度の最適化目標の案を作成し、説明いたします。審議後、決議をお願いします。

I 農業委員会の状況、こちらは令和 8 年 4 月 1 日現在です。1 農業委員会の現在の体制。任命日が令和 5 年 7 月 20 日から。任期満了日が令和 8 年 7 月 19 日です。農業委員の定数が 14 名、実数が 14 名です。その中で、認定農業者 7 名、認定農業者に準ずる者 1 名、女性が 3 名、中立委員が 1 名となっております。これは委員を任命する要件として、認定農業者及び準ずる者の委員の過半を示す必要があります。認定農業者に準ずるは、経営主が認定農業者でその配偶者が準ずる者です。青年と女性の積極的な登用をする事となっております。和泊町は女性が現在 3 名です。農地利用最適化推進員が定数 10 名、実数が 10 名で、担当地区数は、10 地区設定してあります。

2 農家・農地等の概要。こちらは農林業センサスに基づいた数字になります。2020 年の調査に基づいた数字となっております。お目通し下さい。

II 最適化活動の目標。1 最適化活動の成果目標。こちらから目標を設定していく数字になります。

(1) 農地の集積、①現状及び課題。管内農地面積が 2,320ha。これまでの集積面積が、担い手の自作地、借入地が 3 月 31 日をもって、1,875.4ha ありました。80.8%の集積率となっております。

②目標。令和 12 年に目標を置いてありまして、集積率を県が 90%を目標としておりますので、こちらと同じく 90%となっております。今年度の新規集積面積になりますが、こちらは県が各市町村に、割り当てた新規面積、18ha を目標値に設定しております。今年度末の集積面積は、1,893.4ha、80.6%が目標値になります。

(2) 遊休農地の解消、①現状及び課題。皆さんに担当地区を農地の利用状況調査をしていただいて出た結果となっております。こちらが新規で 1 号遊休農地黄色区分が 13.2ha、うち緑区分の遊休農地面積は 0ha です。こちらが今回の遊休農地解消面積となっております。こちらの課題といたしましては、相続未登記地や所有者不明農地など意向調査の回答がない、また集落内農地で農業公共事業の未整備地区のため形がいびつで、小面積、表土が浅く、出入り口が狭い等の条件が悪い農地です。今後は、非農地判断も視野に入れた解消活動を行って行く。

②目標。ア既存遊休農地の解消。こちらは令和 3 年度の遊休農地の数値です。令和 3 年度が 16.4ha ありますので、まだ解消には至っておりません。昨年から地域計画で集落をまわって協議を行っております。その時に、集落の皆さんに黄色区分の農地について情報を提供し、地域の担い手による黄色区分を解消できる方向にしていきたいと考えております。皆さんご協力のほどお願いします今年も、地域計画の見直しで、7 月から 8 月に、昨年同様に経済課中心に関係機関と一緒にやって行きますので、できればその際に、お話ができればと思っておりますので、よろしくお願いします。

(3) 新規参入の促進、①現状及び課題。こちらは令和 5 年度新規参入者が 7 経営体ありました、農業委員の皆さんがあっせんしていただき契約していただいたのが 40.5ha、6 年度当時参入が 6 経営体で 2.1ha、そして昨年 7 年度の新規参入者が 5 経営体で 1.3ha 契約。集積に結びつけました。課題といたしましては、借りのあっせん希望者が多く、貸出し農地が不足しているため、新規参入者へのあっせんは困難であるというのが、課題です。

②目標。新規加入者への貸付等に農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積目標が、この直近の 3 年間の集積の平均値の 1 割が設定となっておりますので、今年度は

4.5ha が目標値となります。令和4年で37ha。5年度が79ha。6年度が18ha。平均が45ha。新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が1割。4.5ha が目標値と設定します。

2最適化活動の活動目標。（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標。昨年度も月当たり10日で、今年も同様に、1人当たりの活動日数10日活動。農業委員の人数14名全員、農地利用最適化推進委員10名。**（2）活動強化月間の設定目標。**活動強化月間の設定を今年は8月、9月、1月で強化月間を3回設ける。8月の取組項目②は、遊休農地の解消、9月の取組項目①が農地の集積、1月は遊休農地の解消を強化月間といたします。**（3）新規参入相談会への参加目標。**農業委員会といたしまして、新規参入相談会の参加回数は必ず誰か1人が1回、そのような会に参加しないといけないということなので、沖永良部地区で毎年、新規就農者励ましの会が開催されております。そちらに参加するという事で計画します。今年は6月に和泊町で励ましの会がありますので1回参加、3人で出席する目標を立てましたので、毎年会長に出席お願いしております。日程が決まり次第、案内させていただきたいと思います。新規就農者が参加する会で支援活動を行うということになっておりますので、よろしくお願いします。以上で令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）についての説明を終わります。よろしくお願いします。

○野村会長

それでは、何か質問、疑問点がありましたら質問してください。はい松田委員お願いします。

○松田委員

（2）遊休農地の解消で、②目標b黄色区分の遊休農地の解消で令和3年度の遊休農地に16.4haとありますが、①現状及び課題の直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況で13.2haで、何でこの数字が違うのかと思ひまして、直近の利用状況調査は何年度の分でしょうか。

○先山主査

説明いたします。①現状及び課題の現状は、令和7年度の利用状況調査による黄色区分の面積です。令和3年度の状況の遊休農地黄色区分が16.4ha。この数字は今のところ変わっていません。②目標は新たなもので道路拡張による残地等が主で、農地に戻すには利用価値がない、または山林化しているため解消には大変だという場合は、農地として残すよりは他の土地利用の方が国土利用の観点から適している場合は、農業委員会として非農地判断できますので、13.2haの中で非農地判断も今後は視野に入れていく考えで、もしかしたらこの面積は減っていくと思います。この16.4haというのはずっと解消されてない、そのままの農地面積なので、それも含めて今後、話し合いで16.4haと13.2haを皆さんで話し合いして解消していかなければと思っています。

○松田委員

よく、よくわかりました。ありがとうございました。

○野村会長

他に何か質問ありますか。はい村山委員お願いします。

○村山委員

松田委員と同じところなんですけど、②目標として、徐々に減ったともありますけども、実際に去年、一昨年あたりから、解消された部分があるにもかかわらず、この小数点以下、1反を超えた場合には数字に出るのではないですか。徐々にそういう解消され

ていく部分が出てきて数字で見えないと、やりがいも出てこないと思うのですが、どうでしょう。

○先山主査

緑区分は調査中に解消されているため、こちらには載っていません。黄区分についての面積が 16.4ha で数値が設定されています。

○村山委員

緑区分は解消に可能性があると思いますけど、黄区分になりますと、可能性が低くなると思います。重機を投入しないとなかなかできないと思う。どうでしょう、取り組み方として、地域で話し合い担い手が解消するという方向のほうが可能性高いのではないのでしょうか。

○先山主査

地域計画の話し合いの中で、重機を用いた解消方法について委員を中心に、字の皆さんで話し合って解消できればと思っているのですが、それがなかなか難しいので、ずっとこの数字の状況です。

○村山委員

わかりました。

○先山主査

新規就農者の方で重機を持って解消したいという相談も来ています。解消の事業等もありますので、それを活用しながら、少しでも農地に戻していけたらと思います。ご協力の程よろしく願いいたします。

○野村会長

他に質問ありますか。

(なしの声)

ないようですので、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、よろしいですか。

(はいの声)

はい。それでは（案）を消して下さい。今年の目標値はこういうことでいきたいと思えます。

次に行きます。議案第 10 号、時効取得を原因とする登記申請事案について、説明をお願いします。

○重信局長

説明します。土地の所在が畦布稲瀬〇〇。畑。3,454 m²。申し出者が畦布字の〇〇氏、登記名義人が〇〇氏。調査結果の概要にあるようにこの度、〇〇法律事務所より相談があり、時効取得により所有権移転するための措置。現地確認を三島委員と行ったところ、申請に間違いのないこととなりました。本申請は農地法違反の事案ではなく、やむを得ないものと事務局としては判断しております。ご審議のほどよろしく願いします。

○野村会長

質問ありますか

(なしの声)

ないようですが、三島委員は説明ありますか。

○三島委員

申し出者〇〇氏の祖父の兄弟が所有者〇〇氏本家で、相続人の中に不明者もあり、なかなか見つからないということで、法律事務所から時効取得の方で申請があったと思います。畑は申し出者〇〇氏の母の弟である〇〇氏が耕作しております。

○野村会長

それでは、採決をします。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい。賛成多数ですので許可をします。次にいきます。
次は報告で合意解約報告と相続ですので、後で目を通してください。
これで議案を終わりますが何かありましたらお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これで終わります。今回は5月22日、9時から行います。議案の締め切りが5月13日、現地確認が14日。発送が19日となります。以上です。

令和8年 月 日

会 長 _____ .

署名委員 _____ .

署名委員 _____ .